ハ　適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次の措置を講ずる。

(イ)　マンションの再生等の円滑化に関する法律の買取請求等に基づく一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する土地等（隣接施行敷地権に係るもの及び施行底地権に係るものを除く。）の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを本特例の適用対象とする。

(ロ)　一定の延べ面積以上のマンションが建築される一定の要件を満たすマンション再生事業の施行者に対する隣接施行敷地権に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該マンション再生事業の用に供されるものを本特例の適用対象とする。

ニ　適用対象となるマンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡について、マンションの再生等の円滑化に関する法律の売渡し請求に基づくマンション等売却事業（当該マンション等売却事業に係る認定除却等計画等に、マンションを除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるものに限る。）を実施する者に対する土地等の譲渡等で当該譲渡等に係る土地等が当該マンション等売却事業の用に供されるものを適用対象とする。

ホ　次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時において地すべり防止区域等内にある場合には、本特例の適用ができない。

(イ)　都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ロ)　都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡

(ハ)　都市計画区域内における一定の一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する土地等の譲渡

⑾　マンション再生事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により再生後マンションに関する権利を取得する権利又はその再生後マンションに係る敷地利用権を取得したときは、その権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等の措置を講ずる。（第三十三条の三、第六十五条関係）

⑿　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の千五百万円特別控除について、次の措置を講ずる。（第三十四条の二、第六十五条の四関係）

イ　適用対象となるやむを得ない事情により土地等がマンションの建替え等の円滑化に関する法律の買取請求等又は補償金の取得により当該マンション建替事業の施行者に買い取られる場合について、対象となる事業をマンション再生事業とする。

ロ　適用対象となるマンション敷地売却事業に係る措置について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するマンションの敷地の用に供されている土地等が、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に伴う売渡し請求又は分配金取得により当該マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業を施行する者に一定の要件の下で買い取られる場合を適用対象とする。

⒀　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の百万円特別控除の適用期限を三年延長する。（第三十五条の三関係）

⒁　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長する。（第三十六条の二、第三十六条の五関係）

⒂　一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、同族会社の株主等が特定法人から交付を受ける社債の償還金のうち実質的にその同族会社から交付を受けるものと認められる場合における当該償還金を適用対象から除外し、総合課税の対象とする。（第三十七条の十関係）

⒃　特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等を次のとおり創設する。（第三十八条の二、第三十八条の三関係）

イ　居住者等が、暗号資産取引業者に対して暗号資産（その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して百分の十五の税率により課税する。

ロ　居住者等との間で特定暗号資産についての売買等を行った暗号資産取引業者の国内にある主たる営業所等の長は、当該売買等を行った日の属する年の翌年一月三十一日までに、当該居住者等の氏名、個人番号、当該特定暗号資産の名称等を記載した報告書を作成し、当該営業所等の所在地の税務署長に提出しなければならない。

ハ　特定暗号資産を暗号資産取引業者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額がある場合には、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後三年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⒄　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を五年延長するとともに、次の措置を講ずる。（第四十一条～第四十一条の二の二関係）

イ　住宅の取得等をして令和八年から令和十二年までの間に居住の用に供した場合の借入限度額、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

(イ)　(ロ)及び(ハ)以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和八年～令和十二年	二千万円	○・七パーセント	十年

(ロ)　認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	四千五百万円	○・七パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅		三千五百万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和八年・令和九年	二千万円		
エネルギー消費性能向上住宅（買取再販認定住宅等の取得に係るものに限る。）	令和十年～令和十二年			

(ハ)　既存認定住宅等の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和八年～令和十二年	三千五百万円	○・七パーセント	十三年
特定エネルギー消費性能向上住宅				
エネルギー消費性能向上住宅		二千万円		